

市立小学校長及び市立中学校教諭の処分について

加古川市教育委員会

1 概要

市立小学校長及び市立中学校教諭が、いずれも所属教諭に対して、パワー・ハラスメントを行ったことにより、令和6年6月25日付で、兵庫県教育委員会から懲戒処分を受けた。

2 事案の概要

教職員	事件の概要
市立小学校 校長（男性 57 歳）	管理職でありながら、令和6年1月31日に自校女性教諭に対し、授業中に児童の面前において、強い口調で授業の改善点を指摘するパワー・ハラスメントを行い、精神的な影響を与えた。
市立中学校 教諭（男性 47 歳）	令和6年1月15日に前任校において、同僚女性教諭に対し、授業が始まっているにもかかわらず、長時間にわたり指導するパワー・ハラスメントを行い、精神的な影響を与えた。

3 処分の内容

- ・市立小学校長 減給 1/10 3 月
- ・市立中学校教諭 減給 1/10 1 月

4 教育委員会の動き

＜市立小学校の事案について＞

- ・2月1日に本人（校長）より事案の報告を受け、本人から当該教諭へ謝罪させるとともに、所属教職員への説明を行うよう指導を行った。

＜市立中学校の事案について＞

- ・1月17日に校長より事案の報告を受け、詳細の確認と謝罪等の機会をもつよう話をするとともに、今後の対応について校長へ指導を行った。

＜全校長への指導＞

- ・2月29日に定例校長会にて、ハラスメント防止について周知徹底を図った。
- ・6月25日に臨時校長会にて、ハラスメントの防止について、教育長名で市内全小・中・義務教育・養護学校に対し、再度周知徹底を図った。

5 当該教諭等への対応

- ・当該教諭及び関係児童生徒の心のケアとサポートに努めるとともに、校内相談窓口の再度周知と相談体制の充実を図った。

6 各校での再発防止策

- ・校内研修の実施（非違行為防止の徹底及びハラスメント防止研修）
- ・「加古川市教育委員会ハラスメント防止指針」の再通知